

国民健康保険条例の一部改正の概要

令和6年3月定例会 福祉健康委員会
第25号議案 参考資料 保険医療課

1. 賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援金等分(支援分) 22万円 → 24万円

2. 保険料軽減の判定となる所得基準額の引き上げ(軽減対象が拡大)

5割軽減

基準額 43万円 + (給与所得者等の数 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数

基準額 43万円 + (給与所得者等の数 1) × 10万円 + 29.5万円 × 被保険者数

2割軽減

基準額 43万円 + (給与所得者等の数 1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数

基準額 43万円 + (給与所得者等の数 1) × 10万円 + 54.5万円 × 被保険者数

3. 退職者医療制度の廃止

施行期日等 令和6年4月1日(令和6年度分の保険料から適用)

